

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年7月17日	本四海峡バス 株式会社(法人番号 4140001010831) 代表者 森 幸雄	兵庫県神戸市中央区海岸 通2丁目2番3号	淡路営業所	兵庫県淡路市生穂新島8番22	輸送施設の使用停止(20日 車)	道路運送法第27条第3項	令和8年1月29日、事故を引き起こしたことを端緒 として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転 者に対して行う指導及び監督の指針」による運転 者に対する指導監督義務違反【大部分不適切】 (旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第38条第1項)、(2)運行管理者の指導監督 義務違反(指導監督不適切)(運輸規則第48条の 3)	2	2
令和8年7月17日	阪神バス 株式会社(法人番号 1140001072148) 代表者 城島 和 弘	兵庫県西宮市和上町3番3 号	西宮浜営業所	兵庫県西宮市西宮浜3丁目20番地	輸送施設の使用停止(40日 車)	道路運送法第27条第3項	令和8年1月9日及び同年3月3日、事故を引き起こ したことを端緒として監査を実施。3件の違反が認 められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第 21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転 者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守 違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸 規則」)第21条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業 者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及 び監督の指針」による運転者に対する指導監督義 務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、 (3)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則 第48条の4第1項)	5	4
令和8年7月22日	阪急バス 株式会社(法人番号 6120901019848) 代表者 三田 和 司	大阪府池田市井口堂1丁 目9番21号	芦屋浜営業所	兵庫県芦屋市新浜町1番地3号	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和8年3月6日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実 施義務違反【未実施】【不適切】(旅客自動車運送 事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、 第2項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自 動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」 による運転者に対する指導監督義務違反【一部不 適切】(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理者 の指導監督義務違反(指導監督不適切)(運輸規 則第48条の3)	1	1